

第2回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録

平成24年5月22日(火)
14時00分～16時05分
文化庁・特別会議室

〔出席者〕

(委員) 林主査, 内田副主査, 井田, 岩澤, 影山, 鈴木(一), 関根, 高木, 出久根,
東倉, 納屋各委員 (計11名)
(文部科学省・文化庁) 早川国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第1回国語分科会国語課題検討小委員会・議事録(案)
- 2 戦後の公用文改善の取組について(概要)
- 3 公用文作成の要領(公用文改善の趣旨徹底について)
- 4 国語課題検討小委員会における審議スケジュール

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から配布資料2, 3, 4についての説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 配布資料2, 3を参照しながら自由な意見交換を行った。なお, 配布資料の説明に入る前に, 前回自己紹介の終わっていない委員から自己紹介が行われた。
- 4 次回の国語課題検討小委員会は, 6月22日(金)午前10時から12時まで文化庁・特別会議室にて開催することが確認された。
- 5 自己紹介, 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○内田副主査

林主査がお見えになるまでの間, 私の方で進行させていただきます。それでは, 協議に入る前に前回の自己紹介の続きをお願いします。関根委員からお願いいたします。

○関根委員

関根と申します。新聞社の仕事としては, 堅苦しく言いますと, 新聞に使う言葉の指導・監督ということになるんですけども, 社内外の言葉に関する問い合わせに応じたり, あるいは日本語に関する記事を書いたり, 日本語の何でも屋というところなんです。本業は, 新聞社の中で使う用語集というのがありまして, 読売新聞では『読売スタイルブック』というのを作っているんですが, これは各社が作ってまして, 実はこれをよく読んでみますと, 今回議題に上がっている「公用文作成の要領」がかなり基になっているんじゃないかと思われる節がありまして, その点でも大変に関心を持っています。

それから, 新聞で今, 教育のページに子供向けの「なぜなに日本語」というコラムを書いているんですけども, そこで一番注意している, 力を入れているのが, いかに分かりやすく書くかということとして, その点でも, 今回, その分かりやすさというのが今後の

国語施策のポイントになってくるというのが前期からのつながりになっていきますので、それについても、大変自分自身の問題や、関心と絡めて議論に参加させていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○内田副主査

はい。それでは高木委員よろしくお願いします。

○高木委員

高木展郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。所属は横浜国大の教育デザインセンターという、デザインセンターというのは、なかなか聞き慣れない言葉でございます。平成22年の4月26日までは、25日ですか、正確に言いますと、教育実践総合センターと言いまして、学校と大学、地域とを結ぶ仕事をしております。大学での専門分野は国語科教育学ということと、それから教育方法学です。ですから、学校教育の中で授業をどういうふうにするかとか、そこを中心に、国語の授業ということで主に行っております。そして、授業の中で子供たちをどういうふうに評価をしていくか、学習評価ということ、そういうことで今、研究を行っておりますし、それから、特に最近では、小学校や中学校に伺うことが多くございます。

文部科学省の方の仕事としては、各教科等における言語活動の充実、その冊子を作るところで一緒にさせていただいております。特に、学校教育の中では、各教科等における言語活動の充実ということ、学校教育の具体的な授業の中でどのように行っていくかということも今、学校教育の実践の先生方とともに考えているという、そういった仕事をしております。簡単に言ってしまうと、この審議会の中で教育の面を見ていきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○内田副主査

はい、ありがとうございます。では、出久根委員、お願いいたします。

○出久根委員

小説家の出久根達郎と申します。

先日、高校生たちが夏目漱石の作品を読んだ感想文というのをさるところが募集いたしました。それを読ませていただいたんですけども、最近の高校生の言葉に対する関心ですね、これが面白い発見と言いますか、一つの事例がございまして、「草枕」と「こころ」という2作品についての課題感想文なんですね。「草枕」の書き出し、「山路を登りながら、こう考えた」という、有名なあの書き出しの、非常にユニークな考察をした高校生がおりまして、実はあの「草枕」に「那美さん」というエキセントリックな娘さんが出てくるんですが、これが「前田ツナ」という実在の女性がモデルなんですね。これはまあ、漱石の研究書の中では確定していることなんですけれども、「前田ツナ」というのは卓、漢字で言いますと、テーブルの卓、食卓の卓です。この女性がモデルなんです。漱石先生はこの女性に恋愛感情があったと言われているんですね。これは研究書でも、どこまで本当か分からないんですけども、一応そういうエピソードがあるわけです。

それで、女子高校生なんですけれども、「山路を登りながら、こう考えた。情に棹させば流される」というフレーズがあるんですね。漱石は、前田ツナに恋愛感情を持っていたので、その気持ちをこの1行に込めたのではないかという、こういう感想文なんですよ。

なぜかと言いますと、「情に棹させば」の棹という漢字は卓、卓に木がある。つまり木偏に卓と書きますよね。だから、棹という字に漱石は、言わば謎字と言いますか、隠し字と言いますか、これを込めたんだと。僕はそれを読みまして、これはすごい考察だなと思ったんですよ。非常にしゃれてもいますし。こういうフレーズを捉えて、棹という漢字から漱石論を打ち出す高校生というのはすごいなと思って、彼女は1等だというように、内定と言いますか、決めていたんですね。最終選考に上がっていた60編ぐらいが私のところに来たんですけども、そのうち読んでみましたら、同じような考察が三つも四つも出てくるんですよ。つまりその棹という字は、ツナに気があるから漱石がそのようにこの言葉に込めたんだと。後で選考が終わりまして、募集元に聞きましたら、ある高校がまとめてドサンと送ってきた中の数編が、皆それなんですって。

これはなぜかと言いましたら、熊本に「草枕交流館」と言いますか、そういうところがあって、この草枕の舞台になっている温泉なんですね。ここのガイドさんがこういうことを言っているんじゃないかというのが分かってきたんですよ。つまり、それを高校生たちが非常に面白いと感じて、感想文の中に使ったというのが何か真相らしいんですね。まだはっきりよく分からないんですけども。ただ、何と言うんでしょう、今の若い高校生たちが、こういう言葉に対しての関心と言いますか、面白さを感じているんだなというのが分かりまして、非常に私は面白いと感じました。若い子たちは言葉とか、漢字とか、そういうものに余り関心を持たないと言われていたんですけども、そうでもないということが分かりまして、それが最近の私の感想です。自己紹介にもなりませんけれども、小説家ですからこういうところで、よろしくどうぞお願いいたします。

○内田副主査

漢字の面白さに気が付いたと、そういうことですね。自分から気が付いたのならすばらしいですけども、ただその方がいただけのことだと…。

○出久根委員

でもまあ、そういうことを面白く捉えたところが私は何となくいいなと。普通なら無関心で過ぎちゃうところをね、やっぱり私はその辺は希望があるような気がします。

○内田副主査

ありがとうございました。それでは、東倉委員。

○東倉委員

今のような面白い話はできませんで、日頃から情報学ということで、漢字のところで話題になりました情報機器ということの研究しておりますけれども、情報機器の進歩は本当にすさまじいものがあります。次から次に新しいものが出てくるということで、我々やっているものにとっても追い付かない状態なんですよ。それで、学生なんかからは、先生フェースブックやっているかということで、それから、スマホを持っているかとか、いろいろ何をやっているか、これをやっているかという問い掛けがあるんですけども、そういうことに巻き込まれていると、なかなか深い研究は進みませんで、それはそれとして、学生に任せるといった感じでやっております。

今度話題になっています公用文ということに関連して、我々情報学というのは科学技術分野の1分野ですので、科学技術ということを知りやすく語ることが、非常に世

の中にとって重要だなということで、原発の問題もありましたし、我々の研究内容を年に2回の『NII Today』という雑誌で情報発信しているんですけども、それを研究者に書かせてみると、全然分からないんですね。それでどうしたものかと思ひまして、サイエンスライターをお願いして、サイエンスライターがインタビューするというような格好で、そのサイエンスライターが分かった範囲でうまくかみ砕いて書くというようなことをやりましたら、それが非常に評判が良くて、分かりやすいということで、自分が研究をやっていると、分かりやすく書いたつもりでもなかなかそうは行かないということに、私の身を振り返ってもそうなんですけれども。そういうことで、公用文ということの分かりやすさということを科学技術のコミュニケーションと照らし合わせて考えていけるかなと思っっている次第です。

これで自己紹介を終わらせていただきます。

○内田副主査

はい、ありがとうございます。では、納屋委員、お願いいたします。

○納屋委員

納屋信と申します。よろしく申し上げます。現在所属しているのは日本文化大学なんですけれども、ここに皆さん方と御一緒させていただいたのは、東京都で教員をやっていたという経過がございます、多分、教育の方の視点から発言を、というふうに求められているんだと思っています。

で、昨年、前期が国語課題についての検討を加えるということで、幾つかの論点が出されて課題化されているわけでありまして、公用文についてもそう、それからコミュニケーションの問題もしかりだと思いますし、もう一つ、常用漢字表の手当ての問題、この問題だって引き続き行っていかなければ、先々のことを考えますと重要な問題点、論点になっているんだというふうに思っております、私もそこに加えていただくのは大変有り難いというふうに思っています。

自分が日頃日本語と関わるということで、やはり今までずっと文化庁のお世話に、私はなってきたというふうに思っております、昨年も公用文の話題が出ている時に、今日持ってきているんですけども、新訂版で『公用文の書き表し方の基準 資料集』というのを出してくださっているんですね。こういうものが出ているから、私たちは安心して、何か起こったときにこういうところにやっぱりよりどころを求めたいというふうに考えているんじゃないかなと私も思っています。で、その中で今回取り上げられる公用文の問題についても「公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、特に次のような点について改善を加えたい。」と書いてあるわけなんですけれども、前期の「意見のまとめ」にもその留意点のところに、前期の議論を踏まえるならば、分かりやすさ、それから人の命を何とか保つためにはと言うんでしょうか、そういう視点までも入っていたように思えるんですね。こんな視点がございまして、その一方で、この問題を取り上げるときの、まあ面白いことだなと私は思っているわけなんですけれども、「タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、」と書いてあって、常用漢字表に代わって、このことについてはその段階、その段階で手を加えてくださっていると書いてあるんですけども、今も残っているんですね。手を加えてくださるんだったら、コンピューターと、なぜ直してくださらないんだろうというふうに私なんかは思っ、情報機器が変わっているわけです

から、そのように思うんだけど、これが直らないということで、これでいいのかなと素朴な疑問があるわけですね。そんなところを踏まえて、だけれども、公用文の作成要領になってきますと、これは、具体的には公務員の方が一番当面するところが大きいわけですね。だから、使う一番の方々がどんな意識でいらっしゃるのかというのが私は分からないわけです。全貌は分かりません。

それから、それをまた広げていけば、公用文の影響って非常に大きくて、新聞、放送、みんな関わってくる、そのようになってくると、その意識もどうなんだろう、これも定かじゃありません。というようなことから、そういう視点も持った上で、考えられれば有り難いと思って、私は参加させていただいているということなんですけれども、自己紹介が長くなってすみません。

○内田副主査

いえいえ、ありがとうございます。それでは、私の自己紹介をさせていただきます。

私は、専門は発達心理学でございます。お茶の水女子大学を定年になりまして、その後、今年から筑波大学の監事という役割を果たしております。で、行って見て驚いたのは、役員、執行役員、それから評議員の先生方、総勢60名ぐらいの会議があるんですが、全てペーパーレスで、iPadで会議をやっております。ですから、もう紙は何も配らずに、これをこうブローしながら、いろいろな資料を見ながらディスカッションをするというような形で、紙の節約というのを今図っているということで、驚きました。

この委員会との関わりですけれども、私は読み、書き、聞き、話すための言語に昔から関心を持っておりまして、言語だけではなく言語と認識の諸問題に関心を持って研究してまいりました。ここ5年くらいは、先ほど高木委員が言われたような言語活動の充実というのが教育現場で大変話題になっておりまして、交流型のディスカッションを入れた授業の開発とか、それから論理化、考える力がなくなっているということで、論理化開発などを現場の先生方と一緒に進めてきております。

元々は、やはりコミュニケーションスタイルを変える、それに影響する要因は何かというようなことに関心を持って、文化、あるいは社会、あるいは年齢などの社会的な関係ですね、人間関係というものが談話のスタイルにどんな影響を与えるかということで、実験研究をやってきました。例えば、アメリカ人と日本人の会話なんていう場面を作ってみますと、うなずきの回数がまるで違いますし、うなずきに、うなずかれたときに感ずる感覚も日本人とアメリカ人ではまるで違うというようなことがございます。やっぱり日本人は相手配慮関係調整型のコミュニケーションスタイルを取っていることが多いので、相手のうなずきを見ながら、次の談話を産出するというような仕方で会話を進めていきますが、アメリカ人は自己主張完結型で、自分の意見を最後まで言い切る前に、相手がうなずくと大変不愉快になるというような感覚を持つということが実験で分かりました。

それから、リテラシー、幼児期のリテラシーが小学校の学力にどんな影響を与えるかということで、母子のコミュニケーションについての研究もしてきております。そこでは、やはり母子関係と言いますか、親が子供に対してどういう子供観を持っているか、親がとにかく子供をしつけるのは親の役目だから、悪いことをしたら罰を与えるのは当然というような、そういうトップダウンのしつけをしている親と子供の会話を見てみますと、やはり有無を言わせずと言うか、禁止や命令の言葉が非常に多い。それに対して、子供との触れ合いを大事にして、楽しい経験を共有したいと思って共有型のしつけスタイルを採っている母親と子供の会話では、やはり子供自身に考えさせる余地を残す、そして、共感的、

協力的な、そういう発話を親がしているということによって、子供自身が本当に伸び伸びと会話をしているというような結果が出てまいりました。

これは、日本だけではなく、韓国も同じような結果が出てまいりまして、その子たちが小学生になってからPISA型読解力調査をやりますと、やはり共有型のしつけを受けていた子供、自立的に、自発的に探索できるような態度を持った子供、その子供たちの学力が高いというような因果関係も検出できたところでもあります。ですから、やはりコミュニケーションの在り方というのが、やっぱり子供の学力や、あるいは思考力に影響を与えているんだというようなことを示唆するようなデータが出ているところで、その辺りでこれからコミュニケーションの問題をこの委員会で取り上げるときには、幾つか知見も生かせるかな、なんていうふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○林主査

大変遅刻いたしまして、申し訳ありません。少し余裕を持って出たつもりだったんですけども、総武線の快速が事故で遅れてしまいまして、本当はもう少し遅れるかなと思いましたが、幸い駅のアナウンスのない快速が1本、突然入ってきまして、それに飛び乗ったので、思ったよりは少し早く着きました。御迷惑をお掛けいたしました。

私は元々は日本語史が専門でございます。特に音韻史とか、日本漢字音なんかの細かいところを若い頃からつついてきました。私にとりましては大変幸いなことに、常用漢字の審議が始まった時からこの会に加わらせていただきまして、今度は8期ぐらいになるんでしょうか、7期目か8期目でございます。本当に目を覚まさせられたと言いますか、私にとりましては非常に大きなショックだったのですが、やっぱりいかに言語の研究は現実の問題に向き合っていくことが必要であるかということを経験して痛感いたしました。そういう目で、僅かばかりですけれども勉強してきまして、感じたことが幾つかあります。

一つは国語の政策、これまでの国語政策は、やはり日本語の近代化にとって非常に大きな役割を果たしてきていると。個別的、技術的にはいろいろな問題、御意見があるかも知れませんが、全体として見ると、戦後の施策の役割というのは非常に大きいものがあったというふうに思います。この前もちょっと申し上げましたけれども、答申に至ったものについては偏っております、文字とかライティング、書き方に関わるものが圧倒的に多い。しかし、考えてみますと、それには理由がございます、私はその理由が二つあるというふうに認識しております。

一つは、こういう国語施策というのは、言葉そのものに触るということに非常に慎重であったこと。国が個々人の言葉遣いというふうなものについて、余り深く立ち入るということについて、非常に慎重な考え方が基本にあったのではないかと。もう一つは、やはり日本語の書き方に非常に大きな問題がたくさんあったと。これを解決しないと、特に文字情報というものがあまねく平等に伝わらないというおそれがあると。漢字の問題が、私はやっぱりその中核だったというふうに思っております。

じゃあ、現在はどういう状況にあるかというふうに思いますと、私には、やはり今日のこの国語政策の大きなテーマは、情報化社会の日本語、常用漢字表の見直しもその一つであります。言葉が変わると同時に、その言葉を使う手段も非常に変わってきたと。これは不用意なことを申し上げて東倉委員におたしなめいただくことになるかもしれませんが、私の生活実感といたしましては、情報化社会によって文字情報の依存度は、今までよりもむしろ大きくなってきているのではないかなと。電話よりも、例えば、情報機器を使った

文字による伝達の方が、いろいろな面で便利を感じるという場面が多くなってまいりましたし、子供たちも、字で書いて伝えるということがあれほど不得手だった子が携帯電話を持ちますと、その使われる言語の質には違いがありますが、文字を使ってやり取りするということに、抵抗感が非常になくなってきている。大量の情報ということになりますと、ますますもってその文字情報が果たす役割というのは大きいわけで、それと同時に情報量も爆発的と言うべきか、増えてきております。その中で、本当に分かりやすい、情報化時代にふさわしい言語の在り方というのはどういうものかといろいろな角度から見直すと、そういうことが、言わばそういう大きな問題を抱えるようになってきているのではないかと。多面的にそういうものを見直して、いろいろな役割があると思いますけれども、例えば提言であったり、それからある種の目安みたいなものの提示であったり、いろいろありますけれども、そういう点から様々な日本語の課題を見いだして、着実に新しい世代の、新しい時代の、それにふさわしい日本語に近づけていくという努力が、これからますます大事になってきているかなというふうに思います。

公用文の書き方について申しますと、やっぱり内容は全く昔のままにほこりをかぶっていたという現状があります。公用文というのは狭く捉えますと、正に官公庁の出すフォーマルな文書ということになるかもしれませんが、考え方としては、多くの人たちが読む、つまり大切な情報を正しく、効率よく理解していくために、どういう書き方がふさわしいかというような、広い目で見ますと、やはり公用文の書き方という、そういう性格の施策の持っている意味というのは、非常にこれから見直すべき時期に来ているのかなというふうに思います。幾つか大事な課題がありますけれども、その最初に、この「公用文作成の要領」の検討を取り上げるというふうなことは、私は大変必要だし、意義の大きいことかなと思います。

常用漢字に引き付けて申しますと、字種や音訓は決めましたけれども、やはりその使い方について、実際文章の中の使い方については踏み込んでおりませんので、そういう分野にまでこういう議論を広げていくというふうなことが、これまでの施策との関連から言っても、やはり大切なことだというふうに思います。是非このような問題から、これが第一のテーマになると思いますけれども、委員の皆様にもいろいろと御意見を伺いながら、議論を深めていけたらいいと思っております。

それから、個人的に感謝申し上げますのは、こういうところに加えていただいたおかげで、本当に御見識の豊かな、立派な委員の皆様にお目に掛かり、また、お近づきになれたということは、私の人生でも本当に有り難いことでありまして、しばらくここにいる間は是非よろしく御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○内田副主査

それでは、審議の中身に入っていきたいと思います。ここで、林主査にバトンタッチをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○林主査

分かりました。それでは、やはり基本はお忙しい皆様の予定時間を超えるということは避けたいと思っております。前回は、非常にお行儀悪いことに自己紹介が途中になってしましまして、今日はその続きからお願いしたわけでありまして、これからは、本日の本題に入らせていただきたいと思います。

ではまず、事務局から配布資料の2、3、4の御説明をお願いいたします。何か御質問

がありましたら、御説明の後で、質疑応答をさせていただきたいというふうに思います。それでは、配布資料の御説明をお願いいたします。

[事務局から配布資料 2, 3, 4 の説明]

ありがとうございました。ただ今の氏原主任国語調査官の御説明に対して、御質問などございますでしょうか。はい、どうぞ。関根委員。

○関根委員

資料中の「省略」というのは要するに削除ではないわけですよね。何と云うのか、どういう意味なんですか。説明はよく理解できたんですけども、省略という処置の意味と言いますか、その辺はどうなんですか。内容的には削除と同じなんですか。

○氏原主任国語調査官

実質的には削除と同じです。つまり、既に実態と合わなくなっていて、しかも例えば、昭和56年に常用漢字表が内閣告示・内閣訓令になっていますが、それに伴って「公用文における漢字使用等について」が、当時の事務次官会議で申合せになっています。そこでは、例えば「われ」などは漢字で書くことになっているんですが、この昭和27年のものではさっき見ていただいたように、「われ」や「かれ」などはできるだけ仮名書きにするようにとなっています。そういうことで、この省略されている部分の多くは現行の公用文表記の方針とは合わなくなっています。ですから、実質的には削除と同じであると考えていいと思います。

○関根委員

実質的には削除ですね。それから、もう一つ別のことですが、例えば法令の用語・用字についてのところでなんですけれども、今回、例えば覚醒剤の「醒」が入りましたよね、常用漢字に。そうすると、今、覚醒剤取締法なんていう中では、交ぜ書きになっていると思うんですけども、「醒」が常用漢字に入ったので、漢字表記に直すというようなことはここからはちょっと直接には読めないんですけども、やっぱり直すんでしょうか。

○氏原主任国語調査官

今ある法令の表記については全くいじりません。例えば、たまたまそれを改正する必要が出てきた場合に、改正となる一まとまりの部分については、「醒」が常用漢字になれば、その部分では、「覚醒剤」と漢字を使うわけです。その結果として、一つの法律の中に漢字で書かれているものと、交ぜ書きで書かれているものが混在してしまっても構わないという、そういう通知が内閣法制局から出ています。

○関根委員

内閣法制局から通知が出ているんですね。分かりました。

○林主査

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○井田委員

今の「われ」などは、平仮名で書くようにということであつたけれども、漢字で書くということになったので、その部分が省略されたというのは、それが定着しなかったのか、それとも、別の、漢字で書くようにという何か別の通達が出たからなのか、どちらなんでしょう。

○氏原主任国語調査官

これは直接的には、今ちょっと申し上げましたように、昭和56年に常用漢字表が出た時に、新しい常用漢字表に従って公用文ではこういう漢字の使い方をするという「公用文における漢字使用等について」という事務次官会議の申合せができて、その中で「われ」などは漢字で書くようになつたわけです。それで、なぜ「われ」などが漢字で書かれるようになったのかというと、さっきちょっと申し上げたんですが、昭和48年にそれまでの当用漢字音訓表が改定されるんですね。その昭和48年に内閣告示となつた改定音訓表の前と後で、かなり国語施策としての漢字の使い方が変わるんですね。

つまり、それまではなるべく平仮名書きを多くして書くことが分かりやすい文書につながるんだという発想だったんですね。それが昭和48年の当用漢字音訓表、これは47年に当用漢字改定音訓表として答申されるんですけども、答申の前文に、はっきり書いてあるんですが、漢字仮名交じり文においては、ある程度漢字を使わないと、漢字仮名交じり文のメリットが生かせないというようなことが書いてあるわけです。つまり、漢字仮名交じり文ですから、適度に漢字を使ったときに漢字と平仮名がうまく交じって、読み取りの効率性が良くなると。その辺りから流れが変わっていくんですね。それが昭和56年の常用漢字表にも引き継がれて、更に方向性がはっきり示されたというわけです。「われ」についてはそんな流れで漢字表記になっていきます。

○林主査

ほかにいかがでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、時間も少なくなつてまいりましたので、ただ今の御説明を基にこの公用文の書き方について、どのようなものを考えていくべきなのか、その見直しの考え方ですね。そういった点について、御自由に御意見をお伺いしたいというふうに思います。その中でも広く言えば、そういうものの必要性とか、是非みたいなものも含まれると思いますが、いかがでしょうか。

○井田委員

質問の続きになつてしまつて恐縮ですが、憲法改正草案が口語体漢字平仮名交じり文で発表されたということが大きな転機になつたというお話でしたが、当時の人は、片仮名と平仮名ではどちらに慣れ親しんでいたんですか。つまり、文語体よりは口語体の方がふだん使っている言葉であろうとは思うんですね、日常広く使うということでは。ただ、昔は教科書なんかは片仮名ですし…。

○内田副主査

片仮名です。ハト、ハナ、マメとかね。

○井田委員

ええ。平仮名で書いた方が片仮名より読みやすいというわけではなかった。

○林主査

高木委員，その辺り何か。学校教育で…。

○高木委員

明治期からですね。あれはサクラ読本，昭和8年，それから15年の国定教科書までは片仮名先習ということで片仮名を使ったんです。ということは，片仮名の方が直線的ですので教えやすいということで，基本的には，先ほど内田副主査がおっしゃった明治の最初のハナ，ハト，マメ，マス，コマというようなところも全て片仮名先習という形です。

戦後，最初の読本が「いいこ読本」と言っていて，あれは昭和22年に出たんですね。「おはなをかざる，みんないいこ」というのがあって，それからは平仮名になってきたという，そういう教科書上の歴史はあります。特に小学校低学年です，これは。

○林主査

事務局からも何かありますか。お願いします。

○氏原主任国語調査官

法令や公用文以外の一般文章は，戦前から漢字平仮名交じり文が主流になっています。新聞や雑誌なんかももちろんそうです。ですから，世の中全体の状況として，普通の文章は漢字平仮名交じり文が一般的であったわけです。それに合わせるよう変えたんですね。

○井田委員

ありがとうございました。

○林主査

余分なことになっちゃうかもしれませんが，教育の場合と，それから漢字と一緒に交ぜて使う場合というのは，実はちょっと違う面がありまして，片仮名そのものは，いわゆる漢文訓読，訓点の記入の中で発達してきたと言いますか，その時代に出来上がってきたと言われております，漢字の省画をしまして。ということで，元々訓読体の文章には漢字と片仮名の，つまり，そういう歴史的な背景があつて関連が深かったということですから，古い法律や公用文というのは漢字，しかも，かなり多用される漢字の中に片仮名，交ぜる仮名は片仮名という，そういう歴史的な流れの中から，そういうスタイルが出来上がってきたということです。ただ，これを平仮名に変えるということは，そういう習慣や伝統がありますから，変えるにはやっぱりかなり大きな，なんと言うか，力が必要だったんだろうと思います。私どもは，大体と言いましても，委員の皆様方の中では私が一番年上で，その私の子供の頃のことを考えますと，やはりその間にかなりそういう点では大きな変化があった。私の子供の頃の絵本は片仮名でしたね，やっぱり。ところが，気が付いてみたら，平仮名が主流になって，教科書が，小学校に入った時には平仮名の方になっていたか何か，そんな境目を経験してきているものですから，教育ではそういうことになっております。余分なことを申しました。ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら，前年度からいらっしゃる委員につきましては一部重複が生じることがあると思います，そういうことがありましても，是非御意見を伺いたいと思いますが…。

この公用文の見直し、「公用文作成の要領」の見直しということにつきまして、その必要性、それからどういう考え方が、もしそういうものを見直すとしたら必要かといったようなこと、前年度もう発言したので、とおっしゃらないで、今期からお入りになった委員もいらっしゃいますので、是非お考えを伺わせていただきたいと思います。

ちょっと口火を切っていただくということで、関根委員、前年度の続きということもありますので、昨年おっしゃったことと重なっても構わないと言いますか、むしろ重なった方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○関根委員

先ほどの説明を伺って、要するに考え方自体が全然違うんであると。それはそのとおりでいいと思いますし、もしやり直す、これを手掛けるのであれば、これに沿って、この項目に沿って変えていくというのではなくて、やはり考え方というか、全体の構成そのものからやり直す必要があると思います。ただ、一つ思ったのは、やっぱりこれは大事なことが書かれていると思うんですね。言ってみれば、現代日本語の口語文の一番基礎の基礎ですよ。やっぱりそういうことはちゃんとどこかに書いておいた方がいいのではないのかなということは思いました。

例えば、最初、情報化社会のということをおっしゃいましたけれども、今、電子書籍なんかが出ていて、この前もちょっとびっくりしたんですが、電子書籍の作り方と言うか、書式が決まっていなくて、驚いたのは文の頭を空けるということをしなないという。全部だらだらやってしまう。で、それはどんなところで決まっているんですかと質問を受けたことがあります。実は、ここに書いてあるんですね。だから、文の書き出しを行を改めるときは1字下げて書き出すなんていうのも、これは基本の基本で、余りにも当たり前かもしれないけれども、言ってみれば、かつてだったら、例えば書籍の編集者であるとか、そういうプロの人たちがやっていたものを、今は、いろいろな人が作れるようになりましたよね。出版することが出来るようになった。そういうためには、非常に基本的なことかもしれないけれども、非常に大事なことが書いてあると思うので、一概に、全部これを捨てるものではなくて、やっぱりこれが一つのベースになっていってもいいのではないのかなという印象を持ちました。

○林主査

ありがとうございました。引き続いて、ほかの委員から何か。はい、どうぞ。

○納屋委員

この名前が「公用文作成の要領」ですよ。したがって、公用文の作成に当たっていらっしゃる当事者がいらっしゃるわけですよ。その方々がどういう意識でいらっしゃるかというのは、本当にやっぱり重要で、これ前期もそのところがやっぱり問題視された。私は、先ほども申し上げたように、一般の目から見たときにこういうものが出ていると、すごく参考になるからといって今日も持ってきたところだったんですね。ですから、これもよりどころになってとても有り難いと思っているんですけど、じゃあ、実際に、現在国家公務員の方であったり、地方公務員の方であったり、これで「一部省略」だったり、「省略」と書かれている部分を本当にやっているのかということもあって、私はよく分からないんです、本当のことを言うと。ですから一般の国民がという前のところがあって、実際にそのところで当たっていらっしゃる方というのはどうなっているのかなというの

は大変に大きな疑問に思っています。そこの方々が全然不自由ないと言われてしまうと、動きようがないんじゃないかなとまずは思います。

○林主査

ほかにはいかがでしょうか。もうどんな角度からでも御発言いただければと思います。はい、岩澤委員，どうぞ。

○岩澤委員

去年1年の議論を振り返ってみると、多分この件に関しては、反対した方はいなかったような気がするんですね。こぞって皆さん、見直しはやった方がいいんじゃないという話だったと思うんです。でも、今この歴史を知るにつけと言うか、私もいろいろひっくり返して見てみましたが、大変な事案であるわけですね。佐藤栄作さんが、この時の官房長官をやっているわけで、要するに、社会的な要請と時代背景ですね。時代と、ある種歴史を見るだけでも、その熱のようなものを感じるわけですね。

それに対して、今、じゃあどういう社会的要請あるんだろうかと。今、納屋委員のおっしゃったように、現場は本当にそれを求めているのかと、例えばですね。じゃあなぜこれをやるんだと。去年1年間議論して、確かお一人も反対をしていなかったと思うんだけど、じゃあ果たして、今社会的な要請があるのかどうかというところを、要するに何のためにやるんだということですね。そこをもう少し議論を深めた方がいいのかなという、私もいい答えがなくて恐縮なんですけれども、そこをしっかりと議論しておかないと、あちこちから何でやるのと。別に困っていませんよと。それこそ、そういう話になりかねないのかなという、ちょっと危惧も持ちました。

四つぐらい理由を挙げればやった方がいいというのはあるんですが、要するに時代に、現実に合わなくなっていますよね。行政の中でも対応がばらついている。ものによっては公用文でも読点（、）を使っていらっしゃるところもあるというふう聞いていますし、それと例えばですが、私この文化審議会の委員になったときに、辞令書を頂きましたけれども、大変お上の、任命する、指名すると書いてありまして、任命権者と書いてあるんですが、こういう意識が、まだ世の中に残っているという、要請するものなんじゃないのかなという感じもすると。それと一番大きな理由は、去年から議論してきている、分かりやすいというところ。特に医療とか科学とかの専門用語等を中心に、やっぱり分かりやすいということをどう示していくのかというところが、一番大きな理由だと思うんですけれども、幾つかそういう理由はある程度議論をしながら、なおかつその社会的な要請というところをどう我々がきちんと整理できるかなというところが、私としても、まだちょっと自信がないというのが正直なところなんです。

○林主査

ありがとうございました。はい，どうぞ。

○東倉委員

今の社会的な要請の話ですけれども、私はこのように捉えているんです。今は情報化が行き届き過ぎて、主査のさっきの御挨拶にありましたけれども、極めて情報化が行き届いているというのはいいことなんですけど、その反面、書き言葉にしても話し言葉にしても、日本語の基本的な性質と言うか、日本語はこうあるべきだということが徐々に忘れ去られ

ているということで、先ほど関根委員も理工系の人が多いので、非常識なことがあったというようなお話をされましたけれども、そういうことすら理解されていないというふうな世の中になりつつあるんだということで、そこで、基本をしっかりと、日本語というものはこのように書くんだというようなことを前提として、もう一度重要性をいろいろな観点から指摘をするということで、情報化時代にとってそういう、逆に要請があるんじゃないかというふうに捉えています。

公用文ということを見直すということで、先ほどからいろいろな議論がありましたけれども、公用文というふうに限ると非常に範囲が狭くなってしまいうということで、日本語というのはこういうふうを書くんだというようなことが、この昭和21年から、さつき氏原主任国語調査官が歴史をひもといていただきましたけれども、その中でも、日本語として非常に重要なものが含まれているということで、公用文ではなくても日本語として重要なものというのがいろいろ含まれているのを別に切り離して、それプラス公用文としてどうあるべきかというようなことを考えてもいいんじゃないかというふうに思うわけです。

○林主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○影山委員

今の東倉委員と大分関係してきますけれども、今回の議題と言いますか、目的が公用文作成要領の見直し、これだけでしたら、やはり当事者と言いますか、お役所の方々が相談すればいいというふうなイメージを、私も初めて参加して受けています。ところが、実際には、これが持つ、適用する範囲というもの、及ぼす影響というのが非常に大きいわけです。ですから、これを一般国民に全部周知させるというふうな、そこまで踏み込んだ立場を採っていくのか、そうすると、表題自体もこう呼ぶのではなくて、「日本語の書き表し方」みたいな一般的なものに持っていかないとはいけませんし、そのためにはこれだけの委員ではとても人数が足りないということになってきますし、その辺りの目標ですね。しかも、先ほどの予定表では1年間ということですから、それは非常に限られたことしかできないと思います。

で、国立国語研究所でも以前は病院の言葉、お医者さんの使う言葉を易しく言い換えるとか、最近でしたら大震災の後、原子力関係の専門用語を易しく言い換える。そういったことを少し活動の一部としてはやっていますけれども、それはどの分野でも、芸術でも、どのような分野でも専門用語というのはありますから、その専門用語まで易しく言い換える必要はないと思うんですね。専門用語を易しく言い換えるべきかどうかということと、難しい漢字を易しくすることとは、少し性質が違うことなので、その辺りも委員会を進める中で問題点を、目標をはっきりさせてから動いた方がいいんじゃないかなという印象を受けました。以上です。

○林主査

ありがとうございました。これからの進め方のことに関して、今影山委員からお言葉がありましたので申しますと、今年度の目標は、正に最後に影山委員がおっしゃいましたように、その目標を明らかにして、つまり、どういう施策をどの程度まで取り上げて議論すべきかという、その具体化をしていただいて、それから、次のステップで実際の、もし見直しを必要とするということになりましたら、と言いましても大方そちらに向いており

ますけれども、その見直しの具体案を検討する時期に入っていくということになります。今年度中にこの見直し案を作るということではなくて、作るとしたら、例えばどんな姿のもの、あるいはどのような適用範囲のものを想定したものを考えるべきかと、その辺りできるだけ詰めていただきたいと、そういうことでございます。正に最後のところは非常に大切なところでございました。

ほかにいかがでしょうか。関根委員。

○関根委員

今の議論を聞いていて、前からちょっと頭に浮かんでいたんですけども、公用文というところに縛られたり、抵抗があったりするところなので、例えば実用文といったことにすると、ちょっとまた違ってくるかなという気もするんです。実用文とすれば元々常用漢字自体も、やっぱり社会での広場の言葉としての使える漢字使用の目安ということですから、その広げた形であれば、つまり実用的文章の目安というのを提言するのは、国語施策としてもあってもいいのではないのかなというような感想を持っています。

○林主査

分かりました。はい、どうぞ。

○高木委員

学校教育の立場から言いますと、今、高等学校で国語総合という必修の、年間4単位の科目があります。この中で書くことを主とする指導は30時間から40時間行われると。実際には35週掛ける4の中の、つまり140時間のうちの30時間から40時間行う。これが今、規範となる文章とは言いませんが、例えば文章を書いていて、接続詞で「したがって」なんて書くときに、「したがって」はこの中で言うと平仮名で書くのを、例えば漢字で書いてしまったりということがあって、そういったある語をどういうふうに書いたらいいかという、ある目安だと思うんですが、指導上の、大人になって実社会、実生活に出たときに必要な、例えば文章の書き方であるとか、分かりやすく人に伝えるにはどうするかといったものが、現状ではなかなかないということからすると、やはりこういうものがある、余り縛ってしまって、「ねばならない」という形ではなくて、参考に書いていくと大人になって役立つ、実社会に出て役立つという、そういったものが少しあるといいなというふうには思います。

○林主査

鈴木委員、どうぞ。はい。

○鈴木（一）委員

高木委員がおっしゃるようなことに、私も非常に賛成と言いますか、ですが、どちらかと言うと、私はやっぱり公用文ということにしておいた方がいいのかなという気がするんですね。といいますのは、一つはやっぱりお役所の皆さんが基本的にこれに沿っているという、恐らく今、今の世の中と言うか、昔もそうなんでしょうけれども、やはりお役所が出す書類というのは一つの共通のルールに基づいて、誰もが分かるという、特に今の時代はそうあるべきなんじゃないかなというふうに思うんですね。ただ、もう片方で、やはり自由な表現の仕方というのもどこかで許容できる余地を残しておかないと、小説とか文学

だけに限らないと思いますが、今高木委員がおっしゃったように、例えば「したがって」というのを漢字で書くというのは、例えば、それに思いを込めるという部分だってあっていい文章というのが多分あると思うんですね。それに沿って、平仮名で書くというのも、逆に言うと平仮名で書いて、それを意味として持たせる、平仮名で書くことに意味を持たせるみたいな文章というのはあっていい、やっぱりどこかに、そんなやり取りがあってもおかしくはないんじゃないかということからしますと、やはり中心は公用文ということにしておいた方がいいのではないかと。ただし、先ほどちょっと関根委員もおっしゃったように、ある種の規範、要するに共通のルール、ここは一応皆が理解できるようなものにしておきましょうということの意味を持たせて公用文ということで見直ししたら、そうなるべくとどれぐらいの規模の話になってしまうのかというのがちょっと、私にも想像が付かなくて、大変なのかなというような気もしますが、できればそのようなところにちょっと踏み込めるといいのかなというふうに思います。

○林主査

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○関根委員

おっしゃるとおりだと思うんですけども、もちろん例えば「したがって」というのを思いを込めてどちらかを選びたい、それはもちろんだと思うんですが、今多くの、例えば若い人たちなんかは、パソコンで打ったまま出てきたものを使う。あるいは、少し意識のある人間は、両方出てきちゃうけれども、どうしたらいいんだろうと悩む、結局、目安がないんですね。もちろん自分がちゃんと選んで、自分の言語感覚で、平仮名か漢字かというのを選ぶというのは、選べればいいんだけど、あるいは、例えば会社の文書なんかで、別に思い入れは必要なくて、普通はどっちがいいんだろうねというところで、そんなつまらないところでつまずいてしまうという場合もあるので、一つの目安として、そういうものがあるのはとても意義のあることだと思います。

というのは、もう既にそういうものがいろいろ出ているんですね、民間で。しかも、それがまたいろいろなんですね。ものによってまちまちだし、あるいは根拠もまちまち、根拠を示していないものもある。そうするとますます訳が分からなくなる。だから、自分が自分の言語感覚でちゃんと判断できるというのはもちろん大事にするけれども、そうでないところの目安というのは、あったらいいんじゃないかなと思います。

○鈴木（一）委員

多分、今の段階ではもう既に各社の、例えば漢和辞典なり、漢字辞典には、恐らく常用漢字というのは、これは常用漢字ですというのが、私どもの漢和辞典にも入っているんですけども、ほかの出版社のにも入っていると思う。だから、そんなようなことも一つはやれるような、逆に、そういうものにするというようなこともあるのかなというふうには思います。

○内田副主査

よろしいですか。もう時間ですから、すみません。じゃあ、短くお話しします。

先ほど来、高木委員が国語総合の時間に、やっぱり目安となるような、そういうものが一つあるといいのではないかとというふうに言われたと思うんですが、最初納屋委員がより

どころとしてこれを使えるという、それで大変役に立つのではないかというふうな、そういうお話があったと思うんです。それがやはり岩澤委員が、一体どのような要請があってこの見直しをするかという、その理屈のところをきちんと押さえておくべきだということで、それらを考えてみると、やっぱり公用文というふうにしても、お役所で使うということよりも、影響を及ぼす範囲が非常に大きいものですよね。だから、よりどころとして使っていたものが時代とともに慣習化してきた。それで恐らく読点を読点ではなくコンマの方を使うようにしているというようなやり方が、今は出発のときに決めたことは忘れられて、習慣化していると。ですから、習慣化しているので、それをお役所の方でも使っているし、そして、何となくそういうものに準拠しながら、一般の実用文も書かれている。

ところが、今情報化が進み、また、もう一つは常用漢字もきちっと決まったところから、実態に合わなくなってきたということがあって、よりどころとしての機能が果たせない段階になったんだという、そこがやはり見直しの一番大きな動機付けになるところなんじゃないか、そのように思っていて、やはり基本的なところを考えると、機械的に新しい常用漢字や何かが入ってきたことで置き換えられるものとか、それから、先ほどの意識調査なんかを踏まえて、変えられるところというのは比較的速やかに変えられるんじゃないか。そして、やっぱり頭のところを関根委員が言われたようにして、ここで考えて、何のために、これを改定するのかというところをきちんとまとめておくということで、やはり冊子の形で作り直していくということが課題ではないかな、なんていうふうに思いました。

○林主査

ありがとうございました。もう時間がなくなりましたので、次回につなげたいというふうに思いますが、いろいろな大切な御意見頂戴いたしました。私も御意見を伺いながら、私自身の考えをなぞっていきますと、やはりこういうものの必要性を含めた意義というふうなものは非常に大きなものがあると。どういう性格のものにするかという点については、まだまだいろいろ議論しなきゃいけないところがあるが、一体社会のどういうニーズに応えるのか、それに基づいて、一体どういう性格のものにするのか、その辺りの論点を整理するには、やはりワーキンググループのようなものを作って、そこで整理したものをここで更に御議論を深めていただくというふうな方法がまとめを付けやすいというふうに考えます。ということで、これから更に議論を深めていくために、何かワーキンググループのようなものを作って論点を整理し、それに基づいて御議論を頂く。あるいは、そのワーキンググループにいろいろ宿題を出していただいて議論を、先ほどの影山委員のお言葉をお借りいたしますと、限られた時間の中で今年度やるべきこととして、ある程度具体的な方向性を見いだしていくためには、やはりちょっとそういう手段を取らせていただいた方がいいのかなというふうに思います。

この問題の論点を整理して、ここに示し、あるいはお考えをお諮りするということのワーキンググループを作るということについては、委員の皆様いかがでしょうか。

○出久根委員

賛成です。

○林主査

よろしゅうございますか。それでは、どの委員の方にワーキングに加わっていただくか

ということにつきましては、全く今日の段階では案がございませんので、そのやり方なども含め、主査、副主査にお任せいただけますでしょうか。もしお任せいただけましたら、できるだけ早い機会にその案をお諮りして、作業に入りたいと思います。御了解いただけましたら、次回までに、できるだけその線に沿って考えさせていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。(→ 委員会了承。)

ありがとうございました。それでは、本日はこれで終わりにいたします。僅かですが、時間超過いたしまして申し訳ありません。どうもありがとうございました。